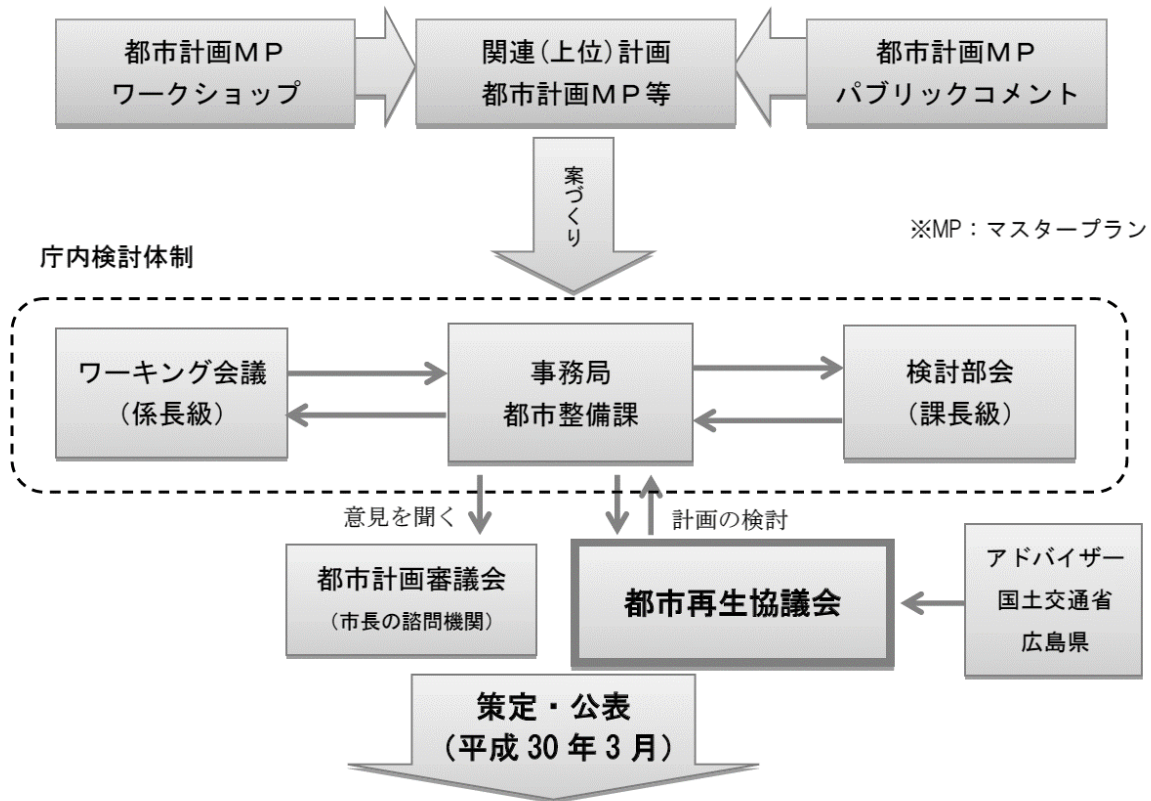


竹原市都市再生協議会の目的

1. これまでの取組（計画の策定）（竹原市都市再生協議会第2条第1号）



2. 今後の目的（竹原市都市再生協議会設置要綱 第2条第1号～第3号）

- ・竹原市立地適正化計画の変更に関すること（計画変更）※概ね5年ごとに見直し予定
- ・竹原市立地適正化計画に位置付けられた事業の実施に関すること（事業の評価）
- ・竹原市立地適正化計画の推進に係る事業の調整に関すること（事業の推進）

竹原市立地適正化計画に位置付けられた具体的な誘導施策の実施状況等を踏まえ、施策効果を分析・評価し、概ね5年ごとに実施する予定の計画変更に反映させることを今後の会議の目的とする。

